# 八王子市教育委員会いじめ総合対策

令和8年度版
（2026年度版）

**国** いじめ防止対策推進法（H25）※以下、■法条項は同法のもの
いじめ防止等のための基本的な方針（H29改定）
**都** 東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ防止総合対策【第2次・一部改定】（R3）
**市** いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針（R4改定）
八王子市教育委員会いじめの防止と発生した場合の対処Q＆A（R7）

## 学校いじめ防止基本方針　法13条

各学校の実情に応じ、いじめ防止のための対策に関する基本的な方向や取組の内容を定める。
- ■「いじめ」についての共通の認識をもつために、定義を示す
- ■「学校いじめ防止プログラム」（いじめ防止のための年間計画）
- ■「早期発見・事案対処のマニュアル」（いじめ事案への組織的対応）
- ■ 学校いじめ防止基本方針を見直すためのPDCAサイクル
（学校評価、チェックリストによる振り返り、学校運営協議会での協議）等

## 八王子市教育委員会 いじめ問題対策委員会　法14条

〔 学識経験者、法律・医学・心理・福祉等の専門家 地域関係者、保護者代表、学校関係者等で構成 〕

- ■ 教育委員会のいじめ防止等のための調査・研究
- ■ 効果的ないじめ防止対策の検討・提言
- ■ 第三者による調査を実施するためのいじめ問題調査部会の設置

八王子市教育委員会 いじめの防止等に関する基本的な方針

諮問 ⇔ 答申

## 八王子市教育委員会

法7条 その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

## 地域・関係機関

法8条 保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携

- 町会・自治会
- 八王子地区保護司会
- PTA
- 青少年対策地区委員会
- 民生委員児童委員協議会
- 学童保育所
- 保育園・幼稚園・認定こども園
- はちビバ（児童館）
- 八王子児童相談所
- 警視庁
  - ・八王子少年センター
  - ・八王子警察署
  - ・高尾警察署
  - ・南大沢警察署
- こども家庭センター
  - ・東浅川・大横・南大沢
- 医療機関
- 民間施設等

協力機関

### 学校サポートチーム

児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組む組織

主任児童委員／民生・児童委員／スクールサポーター／保護司／こども家庭センター職員／保護者代表／児童相談所職員／学校関係者

（構成員の例）

支援 ⇒ ／ ⇐ 協力要請

## 学校

### 学校運営協議会
・学校いじめ防止基本方針についての協議
・いじめ・不登校事案の報告による情報共有 等

報告 ⇑

### 学校いじめ対策委員会

法22条 いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織

認知 ▶ 対応 ▶ 解消

主な構成メンバー
※学校ごとに異なります。

校長／副校長／学校いじめ対策委員会コーディネーター／生活指導主任／スクールカウンセラー／養護教諭／学年主任／スクールソーシャルワーカー

報告・相談 ⇒

⇐ 個別事案の調査・指導・助言　法24条

⇐ 学校いじめ対策委員会コーディネーター研修（年1回）

⇐ 【新転任教員向け】いじめ防止研修（年1回）

⇐ 法律相談への対応　等　スクールロイヤー

⇐ 心のケア 等　スクールカウンセラー　指導・支援　学校心理士 スーパーバイザー

⇐ 家庭等環境の改善のための連携 等　スクールソーシャルワーカー

⇐ 適応指導教室、総合教育相談、こども電話相談　等　心理相談員

### 校内研修
▸ いじめ防止研修（年3回）

週1単位時間を「いじめ対応のための時間」として時間割に位置付け、いじめに関する記録・情報共有・対応検討の時間を確保

## フェーズ1 未然防止

法15条 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実

- ▸ ふれあい月間（6月・11月）の取組
- ▸ 情報モラル教育（全学年、SNS学校ルール）
- ▸ SOSの出し方に関する教育（全学年）
- ▸ いじめ防止に関する授業（全学年3回以上）等

## フェーズ2 早期発見

法16条 児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置　等

- ▸ いじめに関するアンケート実施（年3回以上）
- ▸ 「子ども見守りシート」の周知・活用
- ▸ 相談できる大人がいるか確認する調査
- ▸ Q-Uアンケートの実施（小5から中3、年1回）等

## フェーズ3 早期対応　3日以内

法23条 事実の有無の確認を行うための措置　等
- ▸ 児童・生徒からの聞き取り
- ▸ 保護者への報告

- ▸ 「いじめ対応ハンドブック」の活用
- ▸ 学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応の実施と対応記録の作成・ファイリング
- ▸ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等専門家の関与及び関係機関との連携　等

## フェーズ4 重大事態への対応

法28条 重大事態　生命、心身又は財産に重大な被害、相当の期間学校を欠席

- ▸ 教育委員会との協議・発生の判断
- ▸ 被害児童・生徒の安全確保と不安解消
- ▸ 保護者への説明と協力体制の構築
- ▸ 「学校サポートチーム」の活用　等

## 家庭

子ども見守りシート

法9条 保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- ▸ いじめ予防についての家庭啓発
- ▸ 保護者向けメディアリテラシー教育
- ▸ 事実解消に向けた連携・支援
- ▸ 調査と報告・協力体制の構築